

松田町ホームページの有料広告掲載に関する取扱 要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松田町有料広告の取扱に関する要綱（平成22年松田町告示第11号。以下「広告掲載取扱要綱」という。）に定めるもののほか、町が管理するホームページ（以下「町ホームページ」という。）に掲載する有料広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 町ホームページに掲載する広告は、ホームページ上に表示されている帯状の広告画像で、広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクするもの（以下「バナー広告」という。）とする。

(広告の掲載位置及び掲載枠数)

第3条 広告の掲載位置及び掲載枠数は、町ホームページのトップページで町が指定する位置及び掲載枠数とする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦50ピクセル 横150ピクセル
- (2) データ量 10キロバイト以下
- (3) データ形式 JPEG 又は GIF（アニメーション可）

(広告掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1か月を単位とし、12か月を超えない範囲で、継続的に複数月の掲載も可能とする。

2 広告の掲載期間には、町のサーバ等のメンテナンス等により、町ホームページの公開を停止する期間を含むものとする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1枠について1か月10,000円とする（消費税及び地方消費税を含む。）。
2 連続する複数月の掲載申込みがあった場合、期間に応じて

次表の掲載料を適用する。

連続掲載月数	割引後掲載料(1枠あたり)
3か月以上11か月まで(連続)	1か月あたり 9,000円
12か月連続	総額 90,000円

3 現に掲載中のバナー広告について、掲載期間中に延長等の申込みがあったことにより、前項の割引期間に該当することとなった場合は、延長月のみ割引きとし、納入済みの掲載料について返還又は延長する料金との相殺はしないものとする。

4 広告主は、広告掲載料を町長が指定する方法により当該広告を掲載する日の前日までに一括納付しなければならない。
(広告掲載の申込み)

5 前4項の規定にかかわらず、町と包括連携協定を締結している等、町と連携の関係にある広告主で町長が特に認める場合は、広告掲載料を免除することができるものとする。

6 前項の免除は、同一の広告主に対し1回限りとし、免除期間は連続した6箇月間を上限とする。その場合において、第2項に規定する連続掲載月数は、免除した期間を除いて計算する。

第7条 広告主は、広告を掲載しようとする月の前々月の25日(以下「申込締切日」という。)までに、広告掲載取扱要綱第7条に規定する広告掲載申込書(第1号様式)に、原稿案を添えて申し込むこととする。ただし、申込締切日が土・日曜日、祝日にあたる場合は、その前の開庁日を掲載申込みの締切日とする。

(免責事項)

第8条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾するとともに、当該停止に係る掲載料金の返還、損害の補償その他費用の請求を町に対して行わないものとする。

(1) 町のサーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止

(2) 火災、地震、水害、落雷その他災害、通信回線の事故、町のサーバその他機器の障害による停止
(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、ホームページの広告掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

この要領は、平成25年12月15日から施行する。

この要領は、平成30年4月12日から施行する。